

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	シチズンホールディングス株式会社
【英訳名】	Citizen Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸倉 敏夫
【本店の所在の場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役広報IR室担当 古川 敏之
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役広報IR室担当 古川 敏之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第131期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金8円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

当社の商号を「シチズンホールディングス株式会社」から「シチズン時計株式会社」に変更するため、現行定款第1条に所要の変更を加える。

なお、この変更に係る決議の効力は、当社を存続会社、シチズン時計株式会社及びシチズンビジネスエキスパート株式会社を消滅会社とする合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日をもって生じるものとする。

平成27年9月30日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」によって、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されたことに伴い、現行定款第2条の当会社の目的に所要の変更を加える。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、戸倉敏夫、桜田茂、中島圭一、佐藤敏彦、竹内則夫、名取房満、古川敏之、伊藤健二及び小松正明を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、白石晴久及び窪木登志子を選任する。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新承認の件

平成28年6月28日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了する当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を一部変更したうえで更新する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	2,590,641	2,725	1,518	(注)1	可決 99.50
第2号議案	2,591,402	1,966	1,518	(注)2	可決 99.53
第3号議案				(注)3	
戸倉 敏夫	2,531,183	62,143	1,518		可決 97.22
桜田 茂	2,554,366	38,959	1,518		可決 98.11
中島 圭一	2,554,571	38,754	1,518		可決 98.11
佐藤 敏彦	2,554,052	39,273	1,518		可決 98.09
竹内 則夫	2,569,673	23,652	1,518		可決 98.69
名取 房満	2,569,701	23,624	1,518		可決 98.69
古川 敏之	2,569,397	23,928	1,518		可決 98.68
伊藤 健二	2,573,507	19,821	1,518		可決 98.84
小松 正明	2,573,228	20,100	1,518		可決 98.83
第4号議案				(注)3	
白石 晴久	2,111,513	481,840	1,518		可決 81.10
窪木 登志子	2,586,096	7,262	1,518		可決 99.32
第5号議案	1,900,509	692,846	1,518	(注)1	可決 72.99

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び株主総会に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上